2023年度
第3回業務委員会
資料№4

2023年10月12日

経過措置指定団地の2023年9月解除及び12月解除予定並びに2024年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年6月	2023年9月1日	2023年9月1日見込（2023年7月生産動態統計BASE）			2023年12月1日	2023年12月1日見込（2023年7月生産動態統計BASE）			2024年3月1日	2024年3月1日見込（2023年7月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 336 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	338 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−31 17.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 572 9.0%	*3.7%* 22 2.7%	594 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 572 9.0%	*3.7%* 22 2.7%	594 8.2%	*0* *0* 1 2.6%	*1* 573 8.9%	*3.5%* 21 2.7%	594 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−82 45.8%	*0* *3* 0 0.0%	*49* 1,584 24.8%	*21.8%* 441 53.8%	2,025 28.1%	*0* *2* 0 0.0%	*47* 1,584 24.8%	*21.8%* 441 54.4%	2,025 28.1%	*9* *17* 12 30.8%	*39* 1,596 24.8%	*21.2%* 429 55.6%	2,025 28.1%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−3 1.7%	*2* *1* 5 38.5%	*24* 559 8.8%	*14.7%* 96 11.7%	655 9.1%	*3* *2* 3 33.3%	*25* 562 8.8%	*14.2%* 93 11.5%	655 9.1%	*2* *6* 4 10.3%	*21* 566 8.8%	*13.6%* 89 11.5%	655 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−20 11.2%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 272 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	272 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 272 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	272 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 272 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	272 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−32 17.9%	*0* *0* 4 30.8%	*24* 816 12.8%	*17.3%* 171 20.9%	987 13.7%	*0* *5* 5 55.6%	*19* 821 12.8%	*16.8%* 166 20.5%	987 13.7%	*2* *7* 16 41.0%	*14* 837 13.0%	*15.2%* 150 19.4%	987 13.7%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−41 22.9%	*0* *1* 0 0.0%	*8* 575 9.0%	*2.7%* 16 2.0%	591 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*8* 575 9.0%	*2.7%* 16 2.0%	591 8.2%	*0* *2* 1 2.6%	*6* 576 9.0%	*2.5%* 15 1.9%	591 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 0.6%	*0* *2* 1 7.7%	*3* 333 5.2%	*5.4%* 19 2.3%	352 4.9%	*0* *3* 1 11.1%	*0* 334 5.2%	*5.1%* 18 2.2%	352 4.9%	*0* *0* 1 2.6%	*0* 335 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	352 4.9%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	7 −3.9%	*1* *1* 3 23.1%	*26* 1,124 17.6%	*4.4%* 52 6.3%	1,176 16.3%	*1* *3* 0 0.0%	*24* 1,124 17.6%	*4.4%* 52 6.4%	1,176 16.3%	*1* *14* 4 10.3%	*11* 1,128 17.5%	*4.1%* 48 6.2%	1,176 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	29 −16.2%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 210 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	211 2.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 210 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	211 2.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 210 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	211 2.9%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.4%> −179 100.0%	*3* *8* 13 100.0%	*136* 6,381 100.0%	*11.4%* 820 100.0%	7,201 100.0%	*4* *15* 9 100.0%	*125* 6,390 100.0%	*11.3%* 811 100.0%	7,201 100.0%	*14* *46* 39 100.0%	*93* 6,429 100.0%	*10.7%* 772 100.0%	7,201 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視の解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

2023年度
第3回業務委員会
資料№6

行政における定期的評価
マニュアル
【Ｖｅｒ0.9】

資源エネルギー庁

ガス市場整備室

令和５年５月

目　次

第１１回総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間取りまとめ（第二次）抜粋・・　２
総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会ガス料金制度小委員会報告書抜粋・・・・・　５

定期的評価マニュアル　～　旧一般ガスみなしガス小売事業者編　～　・・・・・・・・・・・　７
定期的評価の開始にあたり前提となる事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
評価スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る定期的評価ポイント　・・・・・・・・・・・・・・・１０

ステップⅠ（評価対象外の事業者の選別）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
ステップⅡ（料金改定の予定のある事業者の評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
ステップⅢ（ヒアリングによる評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ステップⅣ（報告徴収による評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　・費用項目別の乖離額・乖離率一覧表

別紙様式（指定旧供給区域等需要部門超過利潤計算書等）　・・・・・・・・・・・・・・・２４

定期的評価マニュアル　～　旧簡易ガスみなしガス小売事業者編　～　・・・・・・・・・・・３１
定期的評価の開始にあたり前提となる事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
評価スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る定期的評価ポイント　・・・・・・・・・・・・・・・３４

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る定期的評価方法（未改定地点群）
ステップⅠ（評価対象外の供給地点群の選別）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
ステップⅡ（料金改定の予定のある供給地点群の評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
ステップⅢ（ヒアリングによる評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
ステップⅣ（報告徴収による評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
　・費用項目別の乖離額・乖離率一覧表

変更認可申請命令の判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

第１１回総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間取りまとめ（第二次）抜粋

2. 規制小売料金の妥当性の定期的評価

＜平成21年1月16日　総合資源エネルギー調査会
第10回都市熱エネルギー部会資料「今後の具体的検討課題・論点について」＞（抜粋）
1. ガス料金に関する今後の行政関与の在り方
○原料費調整制度の見直しに係る中間とりまとめ（案）において言及されている、規制料金の妥当性についての定期的な確認・評価結果の扱いにつき、変更認可申請命令の発動判断との関係、規制需要家の利益保護の観点、経営の自主性や機動性の観点、これまでの届出改定の実績等を踏まえ、どのように考えるべきか。

(1) 具体的な検討課題について

○　「中間とりまとめ（第一次）」において、「規制小売料金である以上、行政においても、規制料金の妥当性を定期的に確認・評価することが求められており・・・値上げ認可申請の要否につき、そうした確認・評価を通じてチェックするべき・・・確認・評価結果の扱いについては・・・引き続き検討」と位置づけられたことから、確認・評価の考え方を改めて整理した上で、その結果の扱いについて検討を行った。

○　ガス事業法が総括原価主義を採用し、料金改定の時期・間隔は法定されず、事業者の申請・届出の判断によることとなっていることから、規制小売料金の妥当性の定期的な確認・評価は、まずは事業者に求められるものであり、原価算定期間を超えて料金改定を行わない場合には、その理由を需要家に対して説明することが必要である。

○　他方、規制料金である以上、変更認可申請命令権（ガス事業法第 18 条）[1]を有する規制当局においても、そうした事業者による説明ぶり等も勘案しつつ、定期的評価を適切に実施することが求められている。

平成２１年1月１６日　総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー部会中間取りまとめ（第一次）
～原料費調整制度の見直しについて～　（抜粋）
４．今後の行政関与の在り方
○　他方、規制小売料金である以上、行政においても、規制料金の妥当性を定期的に確認・評価することが求められており、届出料金改定の場合はガス事業者が十分な説明責任を果たすべきではあるが、行政としても、値上げ認可申請の要否につき、そうした確認・評価を通じてチェックするべきである。
○　その際の確認・評価結果の扱いについては、著しく不適当と考えられる場合の変更認可申請命令の発動判断と密接不可分であることから、認可プロセスに係る論点他とともに、平成２１年２月以降の本小委員会で引き続き検討することとする。

[1] ガス事業法第 18 条においては、『経済産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、前条第 1 項の認可を受けた供給約款（同条第 4 項の規定による変更の届出があったときは、変更後の供給約款）（次項の規定による変更があったときは、変更後の供給約款）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。』とされている。

（2）ガス事業者における自主的な定期的評価について

○　まず、事業者の行う定期的評価に関しては、平成７年７月の都市ガス事業料金制度分科会中間報告において、「料金制度の透明性の向上の視点も踏まえ、収支状況、経営効率化目標の達成状況等に関し、ガス事業者自身が定期的評価を行うことが必要である。」とされており、また、ガス料金についての情報公開の充実を一層進めることを目的として『ガス料金情報公開ガイドライン』が定められている。

○　しかしながら、規制料金の妥当性の説明については、各事業者間でその程度に大きな差異があるのが現状である。規制小売料金に対する需要家からの関心の高まり等を踏まえれば、今後、事業者は上記ガイドラインの趣旨に則り、例えば毎年の決算発表時等の適切な機会をとらえ、原価算定期間を超えて料金改定を行わない場合の理由等、料金に関する対外的な説明を十分に行っていくことが必要である。

＜参考＞　ガス料金情報公開ガイドライン（平成17年9月）　＜抜粋＞

○基本的考え方（抜粋）

①行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定ルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。

②ガス事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。

○意義（抜粋）

①公開される情報の範囲について一定の水準が担保され、例えば、公開された情報をもとに料金算定のルールに従って算定を行えば、第三者が料金設定の適正性の確認や料金の事後的評価を行うことが可能となる。

②これにより事業者の責任の明確化が図られ、一層の自主効率化努力がなされることが期待される。

第２章具体的内容－２各論－⑴一般ガス事業関係－①供給約款に係る情報－ウ事業者による自主的説明

（事業者）

- 一般ガス事業供給約款料金算定規則に従って届け出られた事業者の定める算定方法に則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。
- 届出による供給約款変更においては内部留保の自由度等が容認されることとなるが、その経営判断等については、例えば、料金改定時や経営効率化目標発表時、決算発表時など、各事業者が、その内容を説明する上で最も適切と考える時期に、その内部留保等が需要家の利益に資するものであることを、需要家に対して説明する。
 （簡易ガス事業者につき、概ね同旨。簡易ガス事業者にあっては経営効率化目標発表がないため、その箇所のみ該当せず。他、同旨。）
- 原価（原資）算定期間設定の理由について説明する。（簡易ガス事業者につき、同旨。）
- 原価（原資）算定期間を超えても料金改定を行わないときは、その理由を需要家に対して説明する。
 （簡易ガス事業者につき、同旨。）

(3) 行政における定期的評価について

○ 行政においては、事業者が行う定期的評価、及び行政として把握する情報（規制小売部門の料金原価、事業年度ごとの財務諸表、部門別収支等）に基づき、規制小売料金の妥当性の定期的評価を毎年適切に実施することが必要と考えられる。

○ 具体的には、一定期間の長期にわたり料金改定を実施していない事業者については、その料金水準がガス供給の実態から離れている可能性があることから、行政においても、把握情報等を基に、料金改定を実施してこなかった理由、料金改定の予定の有無、予定がない場合はその理由や収支見通し等に関する事業者説明の合理性を中心に評価した上で、事業者の経営の自主性の観点等も踏まえつつ、その評価結果を公表することとすることが適当である。

（注１） 「一定期間」についての考え方

① 一般ガスについては、大手４社の平均的な料金改定サイクル（約３年）、経営効率化目標の設定期間（目安として３年）を踏まえ、現状では３年間とすることが考えられる。

② 簡易ガスについては、料金算定に用いる「標準係数」について 3 年に 1 度見直しが行われていること、見直しが行われた場合には新たな係数を用いて料金改定を行うことが望ましいことを踏まえ、「直近料金改定時から改定された標準係数が有効である期間」とすることが考えられる。

（注２） 評価結果の公表の場としては、総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー部会 市場監視小委員会における報告が考えられる。

○ また、規制小売部門において営業赤字が生じている事業者については、ガス事業の安定性、安全性、事業継続性の確保や値上げ認可申請の要否の確認・評価の観点から、営業赤字の要因・性格（一時的／構造的）、赤字解消の見通し（赤字要因の解消・改善可能性、料金改定、コスト削減等）に関する事業者説明の合理性を中心に評価した上で、その評価結果を公表することとすることが適当である。

○ 上記の方針に基づく評価、評価結果の公表の具体的実施にあたっては、一般ガス・簡易ガス事業の実態（事業規模や経営形態（公営／私営）の差異、経営状況、他エネルギーとの競争状況等）、事業者の事務負担や行政コスト等を考慮することが必要である。

○ なお、変更認可申請命令の具体的な判断が必要となる場合には、上記の定期的評価の結果や評価過程で得られた情報等も踏まえて判断することが適当である[2]。

[2] 当然ながら、定期的評価のプロセスを経ずして変更命令発動を行うことも引き続きあり得る。

5. 事後評価及び情報公開

ガス料金に係る事後評価については、事業者の行う定期的評価として、平成７年７月の総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会中間報告において、「料金制度の透明性の向上の視点も踏まえ、収支状況、経営効率化目標の達成状況に関し、ガス事業者自身が定期的評価を行うことが必要である。」とされているとともに、行政の行う定期的評価として、平成２１年５月の同部会料金制度小委員会報告において、「事業者が行う定期的評価、及び行政として把握する情報（規制小売部門の料金原価、事業年度ごとの財務諸表、部門別収支等）に基づき、規制小売料金の妥当性の定期的評価を毎年適切に実施することが必要と考えられる。」とされている。

また、ガス料金に係る情報公開については、料金設定のプロセスを透明化するため料金算定ルールを明確化するとともに、事業者の自主的経営判断を尊重しつつ、その説明責任を明確化するため、資源エネルギー庁において、平成１３年３月に「ガス料金情報公開ガイドライン」を策定している。

ガス料金の適正性については、料金認可時の事前規制だけではなく、事後評価を適切に行うことで、はじめて確保されるものであることから、こうした定期的な事後評価や情報公開のあり方について改めて検討を行った。

③原価・原資算定期間終了後における評価・情報公開

本来、ガス料金は、原価・原資算定期間が終了する時点で、新たな原価・原資算定期間における原価を算定し、これに需要想定を織り込んだ上で、適正なものとすることが望ましい。

このため、原価・原資算定期間終了後に料金改定を行わない事業者は、小口需要部門における原価と実績値を比較し、その差異の要因等について説明するとともに、現行料金を維持した場合における収支見通し等について説明すること等により、引き続き現行料金を採用する妥当性を評価することが適当である。その際、収支見通しについては、部門別収支の算定方法を参考に、規制部門の収支についても算定を行うことが適当である。

また、行政は、上記の事業者による評価を評価し、事業者の経営効率化インセンティブも考慮しつつ、経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合、又は、今後の収支見通しが悪化し、現行の料金水準を維持することで、ガスの安定供給に支障が生ずるおそれがあるような場合には、必要に応じてガス事業法第１８条の規定に基づく供給約款変更認可申請命令の発動の要否について検討することが適当である。

具体的には、事業者の小口需要部門営業利益率が他の事業者の当該営業利益率の平均値を上回っている場合であって、当該事業者の小口需要部門超過利潤額[3]の累積額が「一定の水準」を超えたときに、行政が行う定期的評価の結果及びその過程で得られた情報を勘案することを発動基準の一つとすることが適当である。この場合の「一定の水準」として、例えば、ガス事業法第２２条の規定に基づく託送供給約款変更命令の発動基準の際に用いられる「一定水準」の考え方を参考に、「本支管投資額（過去５年平均値）」又は「事業報酬額相当」のいずれかの額とすることが考えられる[4]。

[3] 小口需要部門の当期純利益に支払利息を加えた等の額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。

[4] 「本支管投資額」を一定の水準とすることにより導管投資インセンティブが働き、結果として、小口需要家へのセキュリティ向上効果が期待される。他方、過剰な設備投資を招かないよう、当面の導管投資計画を有していないなど事業者の実情に応じて、一定の水準を「事業報酬額」とすることを可能とする。

（参考２）託送供給約款変更命令の発動基準（平成２３年２月都市熱エネルギー部会報告から）

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

(2)変更命令発動基準(トリガー要件)の明確化

○ 「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値(以下「託送投資額相当」という。)とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進(「設備投資インセンティブ」の確保)につながるものと考えられる。

○ なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当(例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの)とすることができることとすることが適当である。

定期的評価マニュアル
～　旧簡易ガスみなしガス小売事業者編　～

定期的評価にかかる導入日

平成２３年４月１日

定期的評価を開始する時点

平成２３年４月１日以降、評価可能となった事業者から開始します。

行政が評価を行う上で必要な情報である「収支計算報告書」が平成２３年３月中に、「部門別収支計算書」が同年４月中に、平成２２年１月～１２月の事業年度である事業者から提出されます。

これにより、平成２３年４月１日以降、評価が可能となる最速の事業者は１月～１２月事業年度の事業者となるため、平成２２事業年度の終了した事業者から評価を開始します。

定期的評価について、全供給地点群の料金改定については、標準係数が見直される日（３年に１度）を評価日として実施します。

旧簡易ガスみなしガス事業者に係る定期的評価の開始にあたり前提となる事項（料金改定）

１．評価項目　一定期間の長期にわたり料金改定を実施していない供給地点群

（以下、**未改定地点群**）

２．評価を行う材料（行政が把握する情報）

（１）各供給地点群の認可時または届出時の資料等

（２）その他（有価証券報告書、事業者ＨＰ　等）

３．具体的な評価日（未改定地点群）

料金改定に係る評価については、標準係数の見直しが行われる**３年に１度の４月１日**とします。

① 平成２３年４月１日
② 平成２５年４月１日
③ 平成２９年４月１日
④ 令和２年４月１日
⑤ 令和５年４月１日
⑥ 以後３年後の４月１日とする。

※①の評価については、「簡易ガスについては、料金算定に用いる「標準係数」について３年に１度見直しが行われていること、見直しが行われた場合には新たな係数を用いて料金改定を行うことが望ましいことを踏まえ、「直近料金改定時から改定された標準係数が有効である期間」とすることが考えられる。」という中間とりまとめを踏まえ、かつ評価結果の公表を含めた当該評価制度がスタートしたばかりであること等を勘案し、平成２３年４月１日～平成２５年３月３１日における評価は、原則「料金改定予定あり」として取扱い、ステップⅠで評価完了とする。（平成２５年４月１日以降については、前回の標準係数設定期間（（例）令和５年４月１日時点：令和２年４月１日～令和５年３月３１日設定標準係数）を用いて料金改定をしているかどうかが対象となる。）

４．具体的な評価期間（未改定地点群）

原則、評価開始日である３年に１度の４月１日から９月末日までに評価を完了させます。

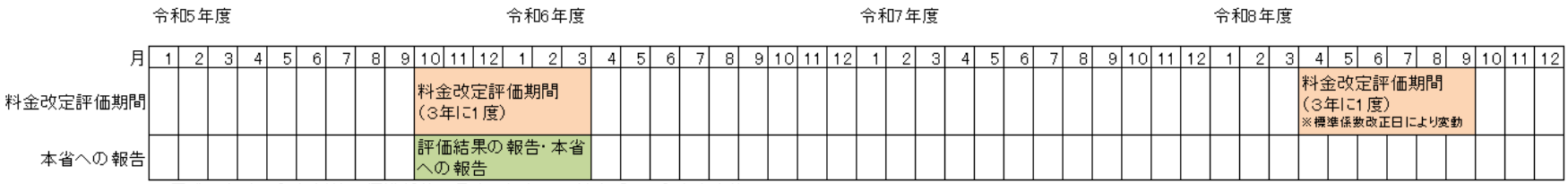
ただし、当マニュアルの改正が行われた時期等により、別途設定する場合があります。

① 平成２３年４月１日　～　平成２３年９月末日
② 平成２５年４月１日　～　平成２５年９月末日
③ 平成３０年８月１日　～　平成３１年１月末日
④ 令和２年８月１日　～　令和３年１月末日
⑤ 令和５年１０月１日　～　令和６年３月末日
⑥ 以降、３年後の４月１日　～　９月末日

５．公表について

評価結果は、電力・ガス取引監視室（以下「監視室」という。）において公表します。ただし、評価を行った結果、「料金の改定が必要である」と判断される事業者については、電力・ガス取引監視等委員会（取引監視課）へ速やかに報告・調整を行い、「行政による定期的評価結果」として各経済産業局等ホームページにおいて速やかに公表することが必要です。

指定旧供給地点小売供給に係る評価スケジュール



※平成30年度の評価以後は標準係数の見直し（3年に1度）を受けて評価を実施

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る定期的評価のポイント

１．定期的評価にあたり

中間取りまとめ(第二次)において、「評価、評価結果の公表の具体的実施にあたっては、一般ガス・簡易ガス事業の実態（事業規模や経営形態（公営／私営）の差異、経営状況、他エネルギーとの競争状況等)、事業者の事務負担や行政コスト等を考慮することが必要」とされています。

これは、指定旧供給地点小売供給事業を行う旧簡易ガスみなしガス小売事業者について、事務コストの観点から毎年評価を行うことは非常に困難であることから、**評価を行う前に一定要件を満たしている事業者を簡易的な評価にとどめ、事務コストの軽減を図る**こととされたものです。

また、本マニュアルを踏まえ、自由化前の定期的評価において実施していた評価方法により評価を行うことを妨げません。

２．評価の流れ

未改定地点群	公表の扱い
（ステップⅠ） **評価に該当しない地点群の選別** ↓ (非該当地点群はステップⅡで簡易評価を実施)	→公表なし
（ステップⅡ） **料金改定の予定のある地点群の選別** ↓ (非該当地点群はステップⅢで詳細な評価を実施)	→社数の公表
（ステップⅢ） ヒアリングによる対応 ↓ **料金改定の必要性が低いとの評価結果** ↓ (事業者説明が合理的でない場合ステップⅣで報告徴収を実施)	→社数の公表
（ステップⅣ） 報告徴収による対応 ↓ **料金改定の必要性が低いとの評価結果**	報告徴収時 社名公表 →社名の公表
料金改定の必要性が高いとの評価結果	→社名の公表

３．電力・ガス取引監視室による評価のための手続き

監視室で評価を行うための手続きを行います。

なお、自由化前の定期的評価において実施していた評価方法等を踏まえ、どのステップから監視室で評価をするかは各経済産業局において判断し、監視室で評価を行うための手続きを行います。本マニュアルでは、ステップ１から監視室で評価を行う場合を想定しています。

４．評価を行う前段階で事業者の選別（ステップⅠ）

評価の必要のない事業者の選別（評価対象外）

評価項目に該当しない「未改定地点群」の選別を行うため、前回の標準係数（(例) 平成２５年４月１日時点：平成２２年４月１日～平成２５年３月３１日における標準係数）を使用し料金改定が行われている供給地点群（評価日からさかのぼり３年以内（平成２５年４月１日～平成２９年３月３１日における評価は４年以内）に料金改定が行われている供給地点群）に該当する場合は、評価対象外とします。

５．評価対象となる事業者の選別（ステップⅡ）

特殊事情により詳細な評価の必要性のない事業者の選別（簡易評価）

「未改定地点群」に該当する事業者となった場合、何らかの外的要因によるものであり、事業者の意志によるものではないことが明確に確認できれば、詳細な評価まで必要ないと考えられるため、これに該当する事業者の選別を行い、詳細な評価を行うべき事業者の絞り込みを行います。

・未改定地点群に該当しないと判断される事業者

６．詳細な評価の実施（ステップⅢ）

ステップⅢ以降の評価は、電力・ガス取引監視室に任意の意見聴取を行って評価を行います。

監視室は、行政の把握している情報を基に各事業者に対してヒアリングを実施します。

ヒアリングの結果、ガス供給の安全性・安定性、事業継続に支障がないと確認できれば評価を完了とし、各経済産業局等に回答します。

ヒアリングの結果、ガス供給の安全性・安定性、事業継続に支障があると思われる場合は、下記６．によりさらなる評価を行います。

７．報告徴収が必要な事業者（ステップⅣ）

（１）未改定事業者の評価

①詳細な評価を行うため、該当する事業者に対して改正法附則第３３条の報告徴収により、「一覧表」の提出を求めます。

②提出された「一覧表」及び「行政の把握する情報」を基に、事業者からヒアリングを行います。

（２）評価結果

料金改定を行わないことが妥当であるか否かについて評価結果をまとめ、各経済産業局等に回答します。回答を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

報告徴収により料金改定の必要性が高いと判断される事業者については、各経済産業局等において公表を行います。

８．公表

評価結果は、監視室において評価結果の概要を公表します。

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る定期的評価方法（未改定地点群の評価）

ステップⅠ：評価対象外の供給地点群の選別

各事業者から提出のあった直近の料金改定に伴う認可申請書及び届出資料から、未改定地点群に該当しない供給地点群（以下に該当する供給地点群）の選別を行います。

①評価日から遡って前回の「標準係数」を使用して料金改定されている供給地点群（届出上限値方式による届出含む）
②事業譲渡した地点群
③事業廃止した地点群
④自然災害への対応により料金改定をすることが困難である地点群
⑤その他

１．評価の対象となる事業者

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則に基づき、指定旧供給地点小売供給約款を策定している供給地点群（評価期間内に指定旧供給地点の指定が解除される供給地点群を除く）が対象となります。

２．評価対象外とすべき事案

（1）前回の「標準係数」を使用して料金改定されている供給地点群

標準係数が見直される年の４月１日を起点に過去にさかのぼり、前回の標準係数（(例) 令和５年４月１日時点：令和２年４月１日～令和５年３月３１日における標準係数）を用いて料金改定が行われた事業者は、前回の「標準係数」を使用して料金改定されている供給地点群となり、料金が妥当なものとなるよう定期的に見直しを行っていると考えられることから評価の対象外として扱います。

（2）事業譲渡案件

評価時点で評価を受ける供給地点群が、事業譲渡済みの場合や事業譲渡を検討している場合があります。

例えば、公営事業者が民間事業者へ事業譲渡を行う場合は、行政との緊密な連絡が行われており、事業譲渡のスケジュールが決まっているようなケースでは、行政が評価を下したところで、料金改定をするのは事業譲受した事業者となるため、評価結果を伝達する相手先が存在しないことになります。このような事業譲渡のケースは評価対象外として扱います。

（3）事業廃止案件

評価する事業年度において既に事業廃止済みの地点群は評価対象外として扱います。

また、行政として事業者が事業廃止（指定旧供給地点小売供給事業離脱）を検討していることを認識している場合、評価を受ける事業者が事業廃止に向けた交渉を第三者（旧簡易ガスみなしガス小売事業者以外）と水面下で進行させている可能性があります。公になっていない状況で、行政が何らかの評価を公表した場合、その交渉に影響を及ぼすおそれがありますので、このような場合は評価対象外として扱います。同様に、公になっていることが確認できる場合でも、評価対象外として扱います。

（注）「雇用促進住宅」で入居停止となっている場合で、取り壊しになることが確認できる場合は、事業廃止案件と同様の扱いとします。

（4）自然災害案件

大規模地震や台風等の自然災害を受け、ガスの安定供給に支障が発生している事業者については、ガス供給の復旧作業の対応が優先されることから、料金改定の機会を逸する場合が想定されます。

このような場合、料金改定よりも優先すべき事項が発生しており、物理的に料金改定作業ができる状況にないことを行政が認識している場合は、評価対象外として扱います。

（5）その他

国内における戦争の発生、インフルエンザの蔓延等、多数の人的被害等により、物理的に料金改定を行うことができないと認識できる場合は、評価対象外として扱います。

また、長期間にわたり事業休止許可を受けている供給地点群については、評価対象外として扱います。

3．選別方法

事業者から提出のあった直近の料金改定時の資料を用い、評価日から遡って前回の「標準係数」を使用して料金改定されている供給地点群であるかを確認します。具体的には、評価日となる4月1日から遡り、前回の「標準係数」設定日まで3年間（平成２５年4月1日～平成３０年3月３１日における評価は5年間）のうちに料金改定のあった供給地点群かを確認します。

4．選別結果

上記3．選別方法により料金改定を行っている供給地点群は評価対象外として扱います。

3年を超えて料金改定を行っていない供給地点群はステップⅡへ移行し、料金改定の予定があるかを確認します。

5．本省への報告

上記4．選別結果により評価対象外となった事業者について、監視室は評価期間内に各経済産業局等に回答します。回答を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

6．公表の扱い

「評価対象外」として報告された事業者は、公表は行いません。

ステップⅡ：料金改定の予定のある供給地点群の評価

評価に該当する供給地点群で、以下に該当するか評価を行います。

①評価開始日（または評価実施中）において、事業者のホームページ等で料金改定を行う旨の公表があることが確認できる場合。
②評価開始日（または評価実施中）において、事業者と行政の間で、料金改定の実施に向けた調整が行われている場合。

１．評価方法

（1）事業者による公表の確認

事業者のホームページ、有価証券報告書、財務諸表等で公開されている場合は、具体的な日付の掲載があり、料金改定を行う意志が確認できる場合は「料金改定予定あり」として扱います。

（2）既に料金改定に着手している場合

評価を行っている期間において、既に事業者及び各経済産業局等担当官との間で料金改定に向けた実質的な調整を行っており、評価期間終了までに認可申請若しくは届出が出されることが明確になっている場合は、「料金改定予定あり」として扱います。

また、評価期間中に認可申請・届出がなされた場合も「料金改定予定あり」として扱います。

２．評価結果

上記１．評価方法により「料金改定予定あり」となった供給地点群は、評価完了となります。また、「料金改定予定なし」となった場合は、ステップⅢへ移行し、事業者からのヒアリングを実施し、さらなる評価を行います。

３．本省への報告

選別結果により料金改定を予定している供給地点群について、監視室は評価期間内に各経済産業局等に回答します。回答を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

４．公表の扱い

前回の標準係数を使用し料金改定を行っていないが、「料金改定を予定している事業者数」として、監視室において必要に応じて評価結果の概要を公表します。

〈注釈：料金改定の予定について〉

・料金改定の内容は、値上げ改定・値下げ改定のいずれも該当するとともに、方式についても、総括原価方式・届出上限値方式のいずれも該当します。

ステップⅢ： ヒアリングによる評価

ステップⅠ・ステップⅡの評価を行い、残った供給地点群に対して詳細な評価を開始します。

各経済産業局等において評価完了日までに対応が可能であれば、実際に評価を行うタイミングは各経済産業局等担当官に一任します。

監視室は、「長期にわたり料金改定を行わない」ことについて、事業者からヒアリングを行い、料金改定の必要性について評価を行います。

指定旧供給地点小売供給事業の実態（事業規模や経営形態（公営／私営）の差異、経営状況、他エネルギーとの競争状況等）、事業者の事務負担や行政コスト等を考慮し、それぞれ以下の項目について事業者説明の合理性を中心に評価を行います。

１．評価材料

（1）認可時及び届出時の資料
（2）収支計算報告書
（3）部門別収支計算書
（4）事業者の公表情報　等

２．ヒアリング項目

以下の項目について事業者に対してヒアリングを行い、事業者の説明が合理的と判断できる場合は評価完了とします。

（1）料金改定をしてこなかった理由
（2）料金改定の予定の有無
（3）料金改定の予定がない場合の理由、及び料金改定の予定がない場合の収支見通し
（4）事業者の経営の自主性（経営判断の内容）

３．評価結果

（1）「長期にわたり料金改定を行わない」ことについて、事業者からヒアリングを行い事業者の説明が合理的と判断できるものは、「料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者」として評価を完了します。
（2）「長期にわたり料金改定を行わない」ことについて、事業者からヒアリングを行い事業者の説明が合理的と判断できないものは、ステップⅣの報告徴収へ移行しさらなる評価を行います。
（3）事業者からのヒアリングを行い、料金改定の予定があることが判明した場合は、ステップⅡへ戻り「料金改定予定あり」として扱います。

４．本省への報告

監視室は、ヒアリングによる評価を行った事業者について、評価期間内に各経済産業局等に回答します。回答を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

また、監視室は、報告徴収を行う必要がある事業者（供給地点群）が発生した場合は、速やかに各経済産業局等に報告し、報告を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室に評価結果について報告を行います。

監視室は、報告徴収を行うことを決定した場合、事業者に対してあらかじめ報告徴収を行う旨を伝達することとします。

５．公表の扱い

監視室において、長期にわたり料金改定を行っていないことによりヒアリングを実施した結果、「料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者数」として、必要に応じて評価結果の概要を公表します。

〈注釈：長期にわたり料金改定を行っていない合理的な理由（例）〉

・需要が減少（増加）傾向にあり、料金値下げ（値上げ）をしても、すぐに料金値上げ（値下げ）をしなければならなくなる可能性が高く、料金の安定性が損なわれる場合（一時的な増減であると事業者が見込んでいる場合

・営業赤字であり、料金改定を行うと値上げとなるが、今後、経営効率化の進展により営業黒字化が期待できる場合

ステップⅣ：報告徴収による評価

ステップⅠ・ステップⅡ・ステップⅢの評価を行い、残った事業者（供給地点群）に対して報告徴収を行い、「一覧表」を基に評価を開始します。

ステップⅢのヒアリングの結果、事業者の説明が合理的と判断できない場合は、監視室は改正法附則第３３条により報告徴収を行うこととし、供給地点群毎に「一覧表」の提出を求めることとします。

１．評価材料

（１）認可時及び届出時の資料
（２）収支計算報告書
（３）部門別収支計算書
（４）事業者の公表情報
（５）一覧表（参考１参照）　等

２．報告徴収の実施

ステップⅣへ移行した供給地点群に対し、監視室において通常対応している改正法附則第３３条の手続きを行い、「一覧表」を添付の上、事業者に対して報告徴収の文書を発出します。報告徴収の提出期限は１月程度を目安に提出期限を設けます。

また、報告徴収の文書を発出した際には、事業者を所管している経済産業局等のホームページ上に報告徴収を行った旨の公表を行うこととします。

３．一覧表を基にした評価の実施

大きく乖離している項目について、金額の妥当性を評価します。

一覧表中、主な乖離要因欄の記載内容を基にガス供給の安全性・安定性、事業継続性に支障がないかを確認し、料金改定の必要性について判断します。必要に応じ事業者に対して説明を求め評価を行っていきます。

４．評価結果

「長期にわたり料金改定を行わない」ことについて、一覧表を基に原価構成が大きく変動していないような場合には、現行の料金は妥当なものであると考えられることから「料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者」として評価を完了します。

「長期にわたり料金改定を行わない」ことについて、一覧表を基に原価構成が大きく変動しているような場合には、現行の料金は妥当なものであると考えられないことから「料金改定を検討する必要性が高いと考えられる事業者」として評価を完了します。

５．「料金改定を検討する必要性が高いと考えられる事業者」の公表

４．の評価結果において「料金改定を検討する必要性が高いと考えられる供給地点群」との評価がなされた場合、ガス供給の安全性・安定性、事業継続性に支障がある事業者（供給地点群）となるため、行政として速やかに事業者の経営改善等を指導する必要があります。したがって、監視室から各経済産業局等に対して評価結果を回答し、事業者を所管する経済産業局等において、この事業者（供給地点群）の評価結果及び指導内容についてホームページ等で公表することとします。

６．本省への報告

監視室は、報告徴収を行った供給地点群について、評価結果を評価期間内に各経済産業局等に報告し、報告を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

７．公表の扱い

監視室において、長期にわたり料金改定を行っていないことについて報告徴収により評価を行った結果、「料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者（○○ガス株式会社）、供給地点群（○○団地）」として公表します。

また、長期にわたり料金改定を行っていないことについて報告徴収により評価を行った結果、「料金改定を検討する必要性が高いと考えられる事業者（○○ガス株式会社）、供給地点群（○○団地）」及び「行政のとった措置内容」について公表します。

（参考１）

費用項目別の乖離額・乖離率一覧表

費用項目別の乖離額・乖離率一覧表

（会社名）：〇〇〇〇(株)　供給地点群名

（単位:千円）

項　　目		直近 （総括原価方式） 料金改定時 規制料金 小口部門原価等 ① 〇年〇月〇日認可	〇〇年度 規制料金 小口部門 支出額 ②	増減 ②-①	比率（%） ②／①	主な乖離要因
原材料費	原料費	100	120	20	120.00%	
	加熱燃料費				0.00%	
	計	100	120	20	120.00%	
諸経費	労　務　費	20	20	0	100.00%	
	修　繕　費	10	10	0	100.00%	
	租 税 課 金	2	2	0	100.00%	
	減価償却費	30	20	▲ 10	66.67%	
	その他経費	15	12	▲ 3	80.00%	
	小　計　①	177	184	7	103.95%	
事業報酬額		3				
法人税及び住民税	法人税	3	3	0	100.00%	
	地方法人税					
	住民税 （法人税割に限る。）	2	2	0	100.00%	
	計　②	5	5	0	100.00%	
合　計（A）①+②		185	189	4	102.16%	
届出上限値方式で算定した規制料金小口部門値下げ原資分（B）		30				
総計（A）－（B）		155	189	34	121.94%	

報告徴収への対応について

料金改定に係る評価（ステップⅣ）に移行すべき事業者（地域別供給約款、供給地点群含む。）が出現した際には以下のように取り扱うこととします。

1．本省への報告

監視室は、各社の評価を行った結果、報告徴収の対象となる事業者が出現した場合は、速やかに各経済産業局等に報告し、報告を受けた各経済産業局等は本省ガス市場整備室へ報告します。

2．報告内容

（1）未改定事業者

①事業者名（地域別供給約款／供給地点群名）

②ステップⅢ（ヒアリング）を行った結果、事業者の説明が合理的でないと判断した内容

・料金改定しない理由／料金改定予定のない場合の理由／収支見通し／経営の自主性

・報告徴収を行うことについての事業者の反応（１月程度で回答できるか）

（2）事業者の反応状況

事業者側から、報告徴収を行うことについて同意が得られているか否か

3．報告徴収の発動に係る調整

監視室は、発動の是非について電力・ガス取引監視等委員会（取引監視課）と調整を行います。

4．報告徴収発動

監視室において、報告徴収に係る事務手続きを完了させ事業者の長宛に公文書を発出します。

5．報告徴収を行う内容

①一覧表

②ヒアリングの際に事業者の説明が合理的でないと判断した内容を補足させる書面

・収支見通し、赤字解消の見通し等

6．報告徴収に対する回答による再評価

7．再評価の結果

（1）問題ない

（2）問題あり

8．行政指導文書の発出及び公表

変更認可申請命令の判断

第１１回総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間取りまとめ（第二次）において、「変更認可申請命令の具体的な判断が必要となる場合には、上記の定期的評価の結果や評価過程で得られた情報等も踏まえて判断することが適当である」とされている。

また、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会ガス料金制度小委員会報告書において、「行政は、（中略）事業者の経営効率化インセンティブも考慮しつつ、経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合、又は、今後の収支見通しが悪化し、現行の料金水準を維持することで、ガスの安定供給に支障が生ずるおそれがあるような場合には、必要に応じてガス事業法第１８条の規定に基づく供給約款変更認可申請命令の発動の要否について検討することが適当である」とされている。

このことから、次の内容にあたると判断される場合は変更認可申請命令の発動が必要となる。

旧ガス事業法第１８条（供給約款に関する命令及び処分）

経済産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、前条第１項の認可を受けた供給約款（同条第４項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第２項

経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給約款を変更することができる。

旧ガス事業法第３７条の７（簡易ガス事業者への準用）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の審査基準等

第２　処分の基準

（８）特定旧法第１８条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第１８条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第２４条第１項の認可を受け、又は特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

① 旧一般ガスみなしガス小売事業者が、特定旧法第１７条第４項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報

② みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成２９年経済産業省令第２１号。以下「部門別収支計算規則」という。）に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧一般ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決でき

ず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報

③　改正法附則第２４条第１項の認可を受け、又は特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧一般ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報

④　改正法附則第２４条第１項の認可を受け、又は特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、当該料金（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条若しくは第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項若しくは第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第２３条の規定により同令第２３条第２項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第２項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成１６年経済産業省令第１６号。以下「旧料金算定規則」という。）第１２条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第１項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第１６条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第４項若しくは第７項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ　指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成２９年３月３１日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近３年度間の平均値（改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第１７条第１項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条又は第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第１２条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第１項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第１７条第４項又は旧ガス事業法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第２３条の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第１６条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近２年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあっては、直近年度の営業利益率又は直近２年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が改正法附則第２２条第１項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近１０年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、か

つ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤（指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）及び小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（改正法附則第２４条第１項又は特定旧法第１７条第３項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条又は第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第２３条の規定により同令第２３条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）又は旧ガス事業法第１７条第１項又は第３項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧料金算定規則第１２条の２の規定により同令第１２条の２第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第１６条の２の規定により同令第１６条の２第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）の実施以降のものに限る。）が本支管投資額（過去５年平均）又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第１７条第１２項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ　指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近３年度間の平均値が改正法附則第２２条第１項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近１０年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門（平成２９年３月３１日までに終了する事業年度に係るものに限る。）の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近２年度間連続して零未満であること。

（１７）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１８条第１項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１８条第１項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第３０条第１項の指定旧供給地点小売供給約款の認可を受け、又は特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①　旧簡易ガスみなしガス小売事業者が、特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１７条第４項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報

②　部門別収支計算規則に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧簡易ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報

③　改正法附則第３０条第１項の認可を受け、又は特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報

●旧ガス事業法第１８条の解説

社会的経済的事情の変動

・物価が大幅な変動をした場合
・需要構成の急変
例：工業用需要が急激に増加し又は減少した場合等をいい、全国的又は広範な地域にわたる変動のみならず、一事業者又は一事業区域内の変動についても適用される。

著しく不適当

・社会通念上相当大幅なガスの料金の変動要因が生じたようなときをいう。
・原料、副産物等の市況の変動により、常にその算定当時からみれば多少の不一致が見られるような制度上当然予想される程度では「著しく不適当」とはいえない。

公共の利益の増進に支障がある

・不適当な状態が一般ガス事業者にとっては有利であっても、ガスの使用者にとってはガスの料金等が割高で不都合な場合、又はこれらがあまり安く、一般ガス事業者に過重の負担を強い、そのために設備の拡充や改善が不可能となり、あるいは保安事項が完全に守られない等一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす場合などをいう。

相当の期限

・認可申請に必要な調査、資料作成その他の準備のための期間（一年程度）

変更の認可を申請するべきことを命ずる

・一般ガス事業者の自主性を尊重する趣旨であるから、命令の内容は、変更すべき事項、変更方針等最小限度のものに限られるべき。

認可の申請がない

・全く申請がない場合
・第一項の命令に該当する事項の申請がない場合
・申請があっても命令された方針に従った変更でない場合
・変更が必要な限度に達しない場合　等

変更することができる

・経済産業大臣が公権力を発動して、一方的に変更をなしうる意味であり、当該一般ガス事業者が同意すると否とにかかわらず、変更の処分の実施の日以降においては、大臣により変更された供給約款によるガス料金その他の供給条件が当該一般ガス事業者のガス料金その他の供給条件となる。この場合命令を受けた事業者は行政不服審査法又は行政事件訴訟法により不服申し立て又は行政訴訟を提起することができる。

本条の命令又は処分を行うためには

・常時一般ガス事業者の経理内容を把握し、また必要に応じその監査を行わなければならない。財務諸表及び製品原価、売上高等の報告を求め、事業年度ごとに監督を行う他、毎年、監査を行うこととしており、さらに立入検査の権限に基づいて帳簿、書類その他の物件の検査を実施できるよう遺漏なきを期している。

罰則

・第二項の規定により変更されたガス料金その他の供給条件によらずガスを供給した者は、第二十条規定の違反（三百万円以下の罰金）として処罰される。

ガス事業法の解説（抜粋）

・認可又は届出がなされた当時は最も合理的なものであるが、認可又は届出後の物価の大幅な変動、需要構成等の急変等の社会的経済的事情の変動によって、著しく不適当となり、その結果、公共の利益の増進を阻害すると認められるときは、速やかに適正かつ妥当なものに改正されなければならない。

・第２項の処分は、事前に公聴会を開き、広く一般の意見を聞かなければならず、また供給約款の公表義務との関係から、実施日の１０日前から一般ガス事業者が掲示できるように留意する必要がある。

・度重ねて同項（第１７条第４項）の規定による変更の届出をすることにより実際の原価との乖離が大きくなる場合がある。この場合であっても、本条の適用を受けるのは、社会的経済的事情の変動によりその原価自体が大きな変動を来したことにより改めて原価主義に基づいた供給約款の作成を命ずる場合であって、社会的経済的事情の変動が特に認められない中での実際の原価との多少の乖離は、本条に基づく変更申請命令の発動要件とはならない。

（参考）ガス事業法第１８条に解説を入れてみると

経済産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が、物価が大幅な変動をした場合又は需要構成の急変（社会的経済的事情の変動）により相当大幅なガスの料金の変動要因が生じたとき（著しく不適当）となり、一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす場合など（公共の利益の増進に支障がある）と認めるときは、一般ガス事業者に対し、認可申請に必要な調査、資料作成その他の準備のための期間（相当の期限）を定め、前条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）の命令の内容は、変更すべき事項、変更方針等最小限度のものに限り命令する（変更の認可を申請すべきことを命ずる）ことができる。

第二項

経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給約款を一方的に変更することができる。

●変更認可申請命令の具体的な判断基準

（社会的経済的事情の変動）

①物価が大幅な変動をした場合とは、一般的な物価が全体的に大きく変動した場合と考えられる。

または

②需要構成の急変とは、全国的なもののみならず、一般ガス事業者の供給区域内のみで起こる事象でも適用されることとなることから、工業用需要が年間に倍増する、工業用需要が他燃料に一気に変換されるような場合と考えられる。

（著しく不適当）

・相当大幅なガスの料金の変動要因が生じたときとは、２００８年の原油価格高騰による原料価格の高騰はこれに当てはまらず、原価構成における相当程度の項目について大幅な価格上昇が認められるような場合が考えられる。

（公共の利益の増進に支障がある）

・一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす場合とは、一般ガス事業者が事業を行う上での設備更新や保安対策を行うことができないという場合と考えられる。

2023年度
第3回業務委員会
資料№7-1

２０２３年9月２２日

賃貸集合住宅のＥＪ化に関するお問い合わせの件

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 既存集合賃貸市場における 40 万台のエコジョーズ化について実現可能性

（事業者の意見はかなり悲観的でした。ＣＮトランジション期において、既存集合住宅に対するＣＯ２削減の義務化が必要ではないでしょうか？）

① 所謂"団地"への売り方はなにか

i オーナーが費用負担する前提ではかなり困難。

ii （案）当面は EJ 化された集合住宅に「国の CO2 削減協力建築物（経済産業省）」＜ネーミングは？＞のような掲示や広告を認めては如何でしょうか？

iii マイクロバブル、ウルトラファインバブル等高機能機器を採用することにより、貸室の高級化が可能。

② オーナー（特に地場オーナー）がどのような支援等があれば EJ に変えてくれるのか

i 資金面での支援は最低限必要。1 棟全戸のＥＪ化の場合は 5 割負担等。

ii 入居者交代時に順次ＥＪ化する方式にも、同様の対応が必要。

iii ＥＪ設置済みが入居率向上に繋がる方策が必要。

iv 合わせて、共用部分の照明ＬＥＤ化もセットで補助するのは如何か？

③ 住宅検索サイトの改修など、オーナーの行動変容ができそうなアイディアはあるか

i 法規制が必要。（案）5～10 年程度の期間を設け、既存建築物にも CO2 削減を義務付ける。

ii 新規集合住宅は高機能化（ＺＥＢ）を義務付けるとともに、対応する支援策を用意する。

iii ＥＪ化に対応するための建て替えについても、上記と同様に必要な支援策を用意する。

iv 入居者にＥＪ化のメリットを周知させることが必要。ＥＪ化実施済みが入居先決定の重要なＫＥＹとならなければ、検索サイトに掲載しても意味がない。

2. 執行率の向上に向けた方策についてご意見がほしい

① 申請者の負担にならないような仕組み（何に負担がかかって、どれで代替すれば効率化するか）

i 申請手続きの簡素化は必須。

ii こどもエコすまい支援事業のようなＷＥＢ申請が望ましい。

3. 周知・PR についていい策あればご意見がほしい（貴協会は周知等あまりしてこなかったとのことですが）

① 国は PR が弱いので成功事例等あれば教えてほしい

i 成功例はありませんが、マイクロバブル給湯器はＴＶコマーシャルが終わった途端、引き合いがなくなったとのこと。

ii 事業者はオーナーと接点があるため、チラシやＤＭも有効。

② 業界を巻き込んで PR をしていきたいので、アイディア等ご意見ほしい。

i 集合住宅オーナーは高齢化が進んでいる。情報源はＮＥＴではなくＴＶ。

ii 元ジャニーズ所属のタレントであれば、ネームバリューに比べコストが低減していると思われる。採用を検討してはいかがでしょうか？

iii 集合住宅オーナー向けのＣＯ２削減の必要性（義務化？）を伝えるコマーシャルと入居者向けのＥＪ化された賃貸住宅のコストメリットを訴えるコマーシャルの双方が必要と考えます。オーナー向けの施策なしに、入居者向けキャンペーンを行うとＥＪ化に否定的なオーナーや不動産業者とトラブルになるだけ。

4. 給湯器の月別トレンドを教えてほしい

① 実数ではなく 4 月を「１」にした際のグラフで構いません（≒冬場に取替ピークになる根拠）

i 6 社のデータを入手しました。対象機器、年次もずれていますが、個社のグラフと 6 社計のグラフを添付します。なお、2021 年 10 月以降は入荷遅れがあったため時期ずれを起こしていると思われます。

② ・BF からエコジョーズにする際の工事費はどれくらい標準よりかかるか教えてほしい。

i 事業者・機能により異なる　材工込みで　200～300 千円程度。

③ 問題点

i ドレンの処理が課題。垂れ流し可の地域でも、排水によるコンクリート変色がクレームとなる。

ii ガス・給水・給湯・排水・電気の各種工事が必要。

iii ＢＦ式の交換は、現場により対応を検討。建て替えが最善策かも。

iv 北海道は屋内設置が基本であり、ＥＪ化は困難です。

以上

2023年度
第3回業務委員会
資料№7-2

2023 年 10 月 12 日

賃貸集合住宅のＥＪ化に関する省エネ課とのメール交換要旨

【２０２３年９月２６日】　一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　宛

ありがとうございます。いただいたご意見は参考にさせて頂きます。
今後も意見等々ありましたら送って頂けますと幸甚です。
BF　：ガス石様とも会話し具体的な工事価格等について確認しつつ進めていきます
申請　：申請について負荷があまりないように設計検討していきます
PR　：ネットに強い入居者、ネットに比較的弱いオーナーそれぞれへのアプローチを検討していきます。

【２０２３年９月２６日】資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課　宛

締め切り後ではございますが、委員から「ＢＦ釜」「補助金申請」及び「ＰＲ方法」について、 具体的な意見が参りましたので、ご参考までにお知らせします。

①　ＢＦ釜について
　ＢＦ釜交換用エコジョーズがあります。工事費は高めになります。

②　補助金申請について
　申請に要する資料の提示、手続きが多く、営業担当者も補助金対象品を積極的には販売し辛い。販売元、販売先お客様、販売製品、施工前後の写真、補助金入金先　この程度で申請を認めていただきたい。

③　ＰＲ方法
　昨今、賃貸情報は、先ずＳＮＳやインターネットで仕入れます。レジリエンス住宅（非常電源・太陽光）と合わせて、エコ住宅といったＰＲも良いと考えます。
　＜追記＞　入居者向けの電子媒体によるＰＲと、オーナー向けの従来型ＴＶ広告によるＰＲを並行して行う必要があるようです。

【２０２３年９月２２日】一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　宛

お忙しい中、ご回答いただきましてありがとうございます。
内容確認し再度質問させて頂くことあるかもしれませんが、その際はどうぞよろしくお願いします。
ご意見等につきましては、取り入れることができるところは最大限取り入れ、 皆様をはじめ業界の皆様、ひいてはオーナー様や居住者様にとっていい事業にしていければと考えておりますので、活用や周知 PR についてはぜひご協力頂けます と幸甚です。 よろしくお願いいたします。

【２０２３年９月２２日】 資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課　宛

お尋ねの件につき、弊協会業務委員等に問い合わせ、別紙のとおりまとめました。**（別添）**
回答になっていればよいのですが。ご質問は鈴木までお願いいたします。

【２０２３年９月１５日】一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　宛

本日当方より依頼させて頂きました質問内容について以下記載させていただきます。
具体的な数値等について出せない物もあるかと思います。可能でしたら、全国 LP ガス協会様や日本ガス石油機器工業協会様と連携していただけますと幸甚です。
■期限：2023 年 9 月 22 日（金）　※各協会様にも同様に 1 週間程度でお願いしております。

■質問内容：

- 既存集合賃貸市場における 40 万台のエコジョーズ化について実現可能性
 - ✓ 所謂"団地"への売り方はなにか？
 - ✓ オーナー（特に地場オーナー）がどのような支援等があれば EJ に変えてくれるのか？
 - ✓ 住宅検索サイトの改修など、オーナーの行動変容ができそうなアイディアはあるか？・・・執行率の向上に向けた方策についてご意見がほしい。
 - ✓ 申請者の負担にならないような仕組み。
 （何に負担がかかって、どれで代替すれば効率化するか）
- 周知・PR についていい策あればご意見がほしい（貴協会は周知等あまりしてこなかったとのことですが）。
 - ✓ 国は PR が弱いので成功事例等あれば教えてほしい。
 - ✓ 業界を巻き込んで PR をしていきたいので、アイディア等ご意見ほしい。
- 給湯器の月別トレンドを教えてほしい。
 - ✓ 実数ではなく 4 月を「1」にした際のグラフで構いません（≒冬場に取替ピークになる根拠）
- BF からエコジョーズに変える際の工事費はどれくらい標準よりかかるか教えてほしい。

■その他

本日いただいた A4 資料（供給地点数）についてデータで頂けますでしょうか。篠宮様が追加で確認頂いた数値も合わせて頂けますと幸甚です。

よろしくお願いします。

【２０２３年９月１２日】一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　宛

次の日程にてお願いいたします。 ■9 月 15 日（金）　10：00～11：00

【２０２３年９月１２日】一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　宛

［アポイントのお願い］経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー課

全国ＬＰガス協会様に紹介いただき連絡させて頂いております。

貴協会や会員の皆様が携わっている団地への LP 一括供給におけるガス給湯器周りの状況について ご教示いただくお時間をいただくこと可能でしょうか。

なお、まずは貴協会及び会員の皆様が供給・販売している団地等の周辺状況等を認識したいと考えています。

※　情報

・供給先の属性（どのような住宅なのか、どのような入居者がお住まいになっているのでしょうか？）。

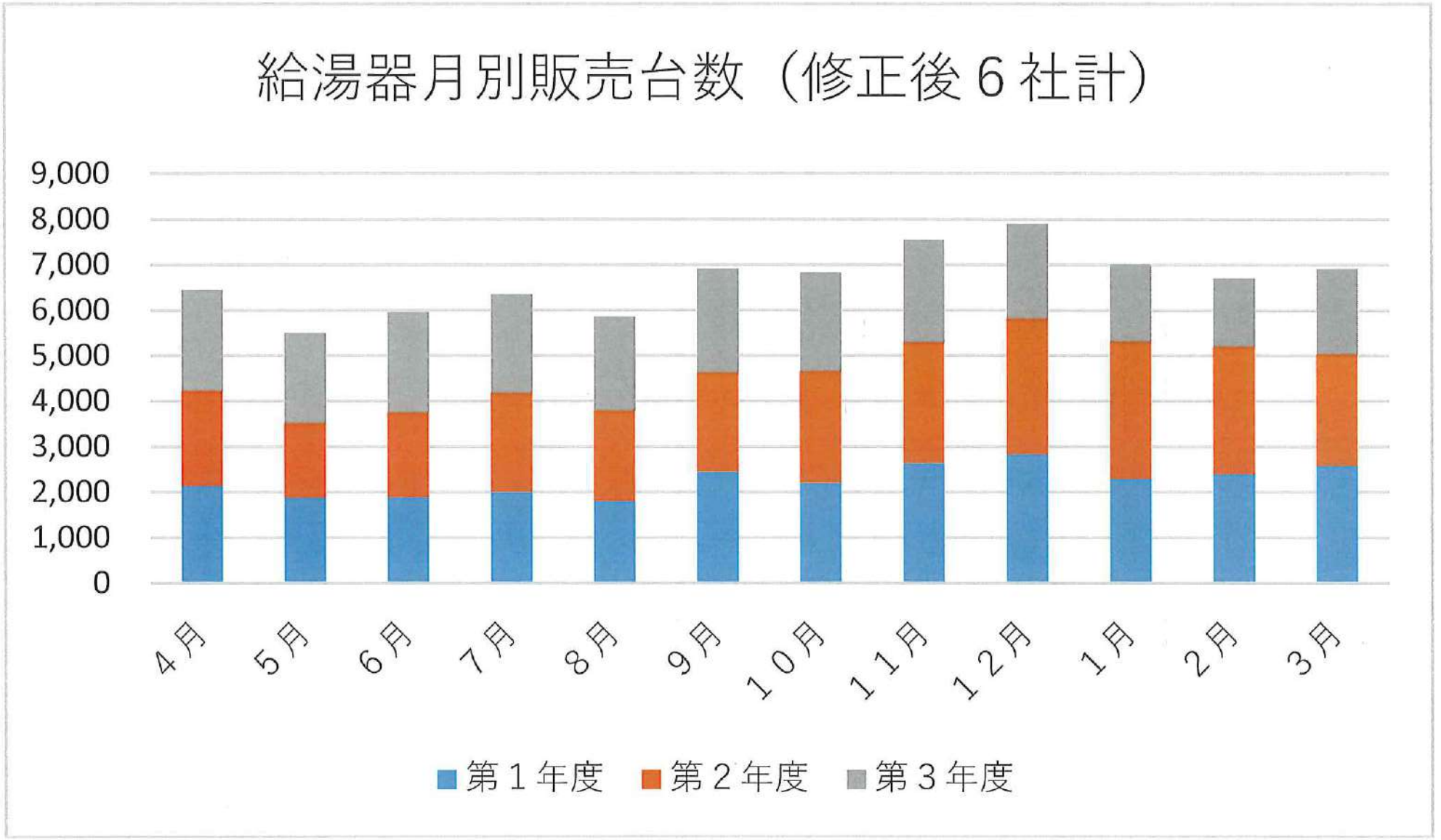
・全国に何棟、何戸くらいあるのか？

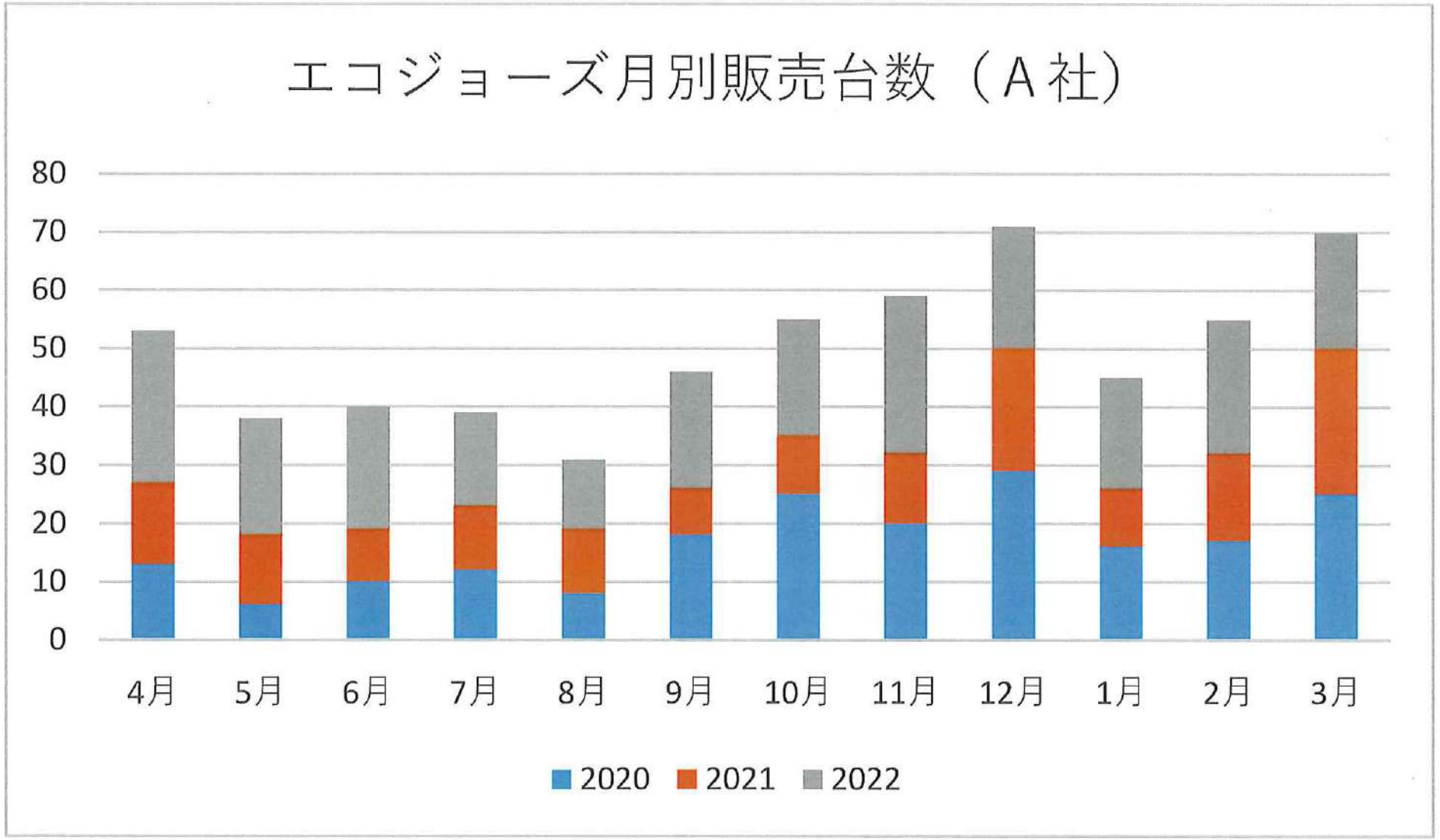
・供給と機器販売は違うスキームになっているのか？

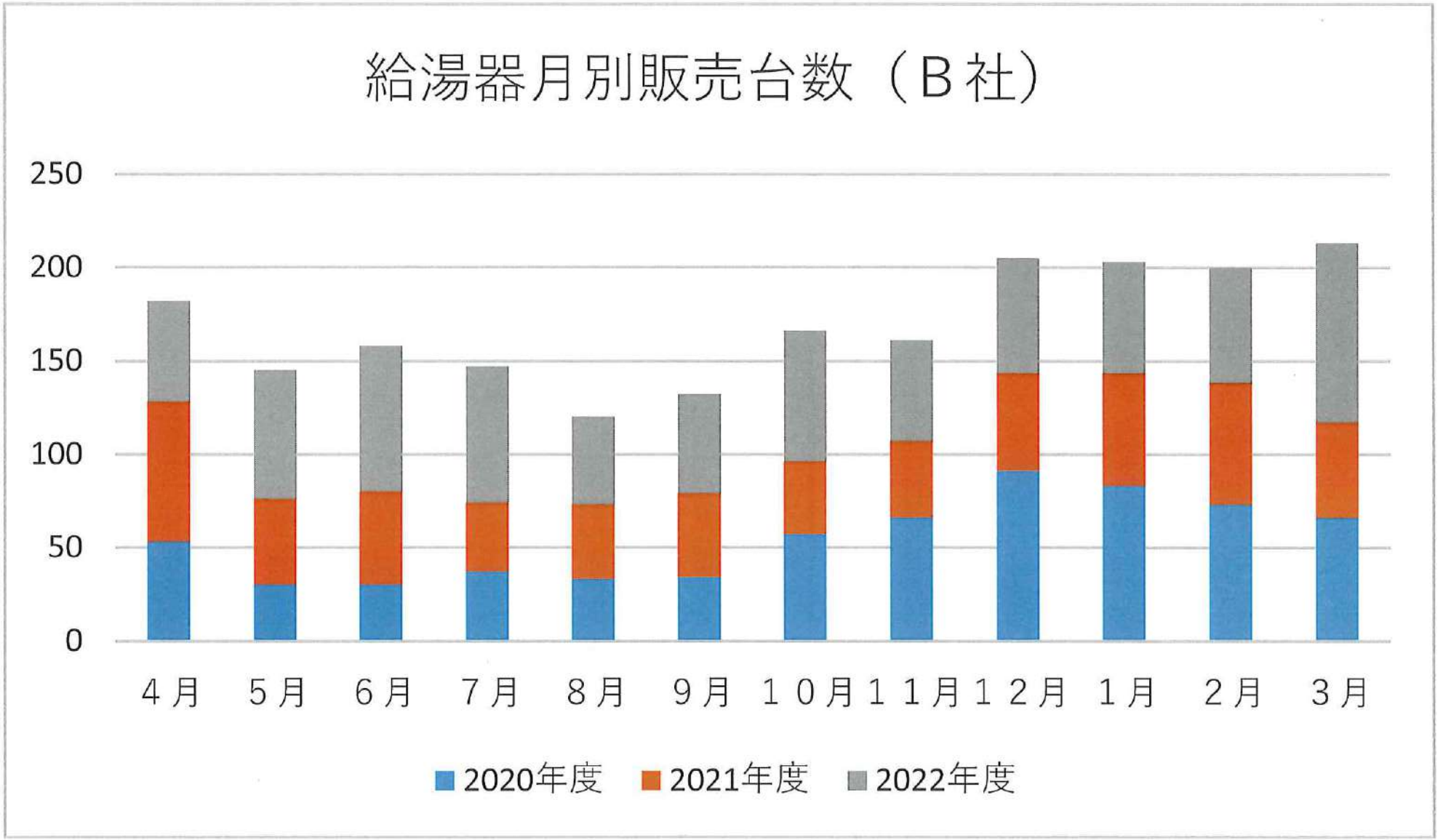
・地域的な特色などはあるのか？

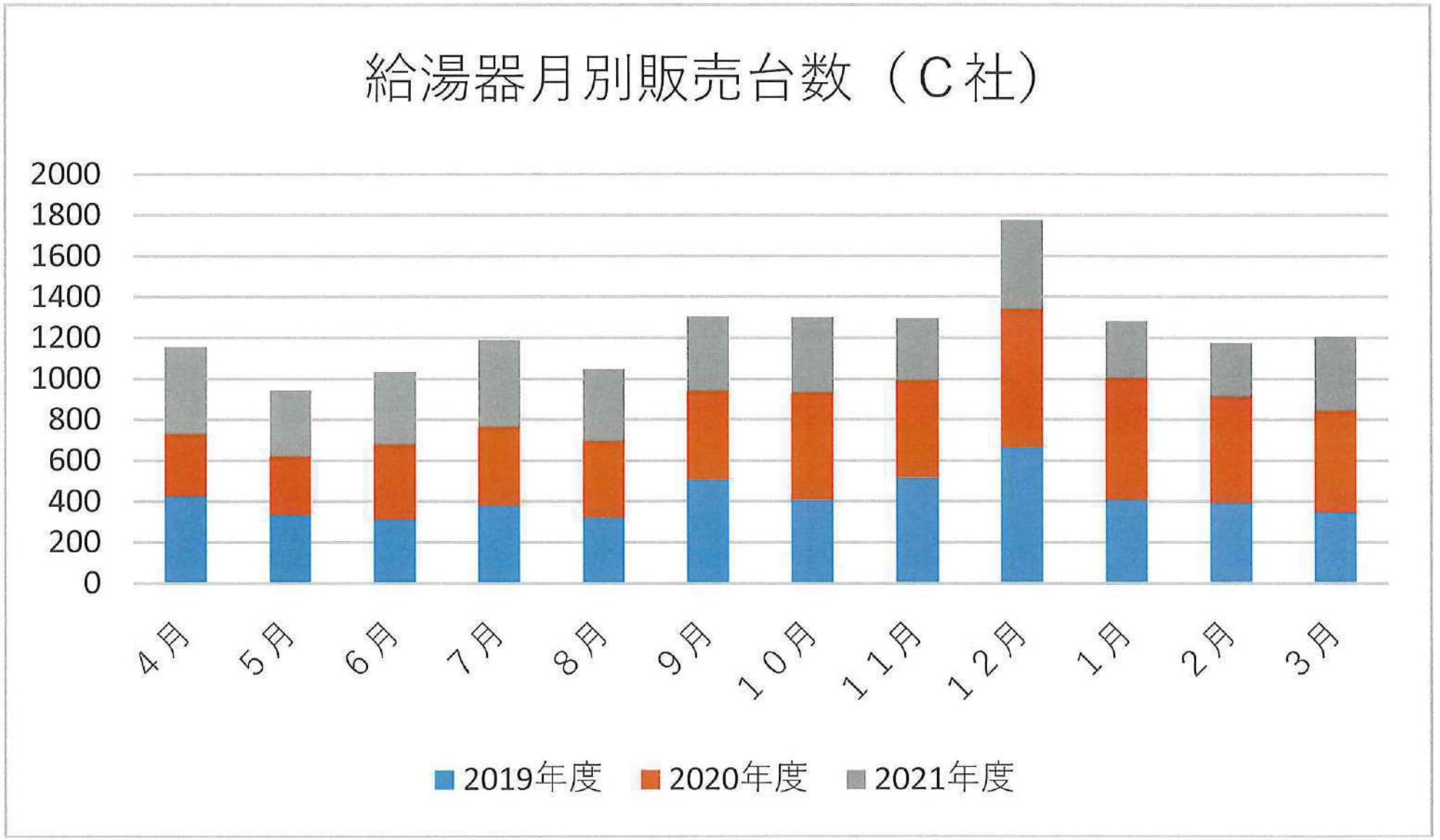
以上

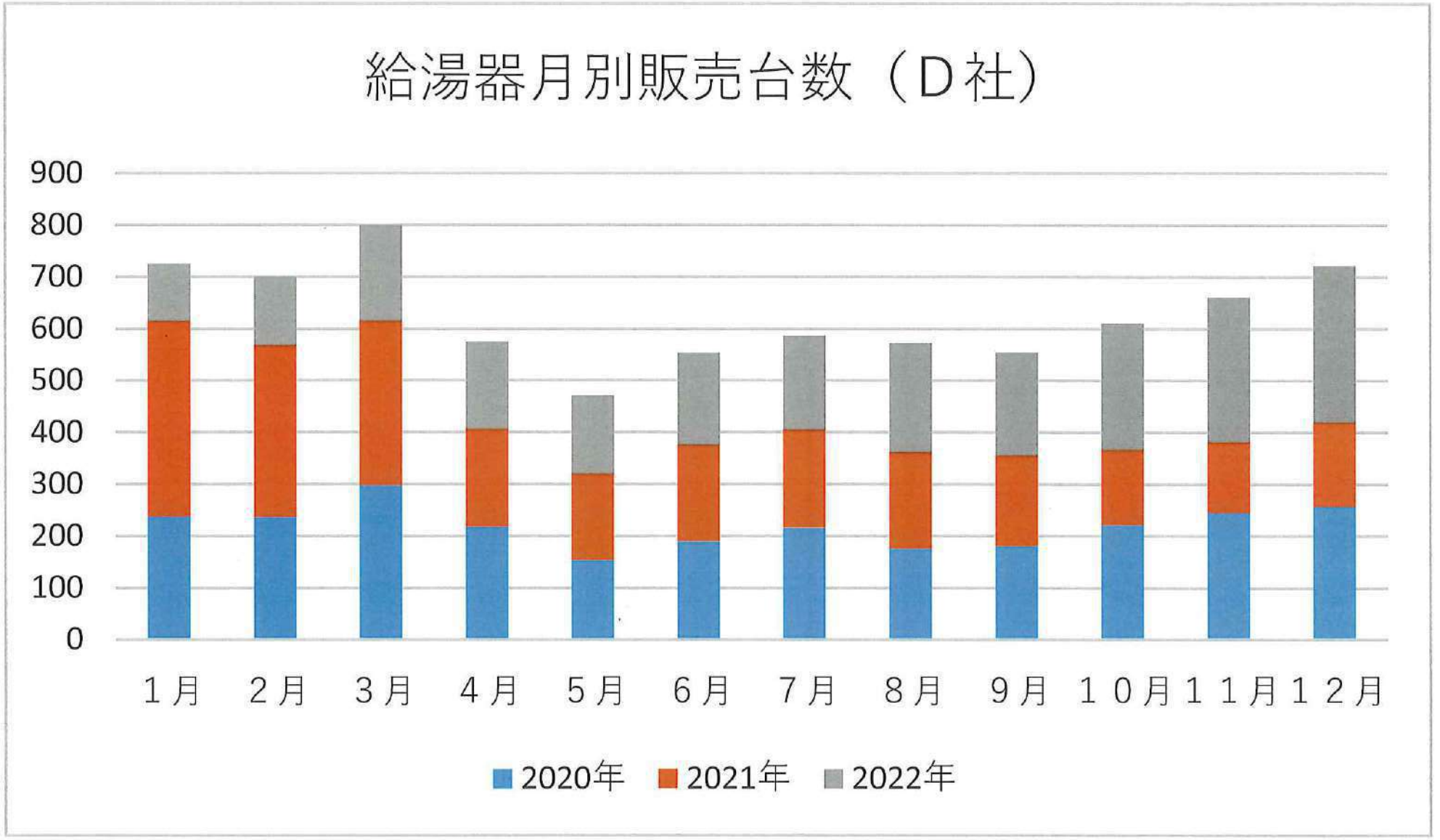
2023年度
第3回業務委員会
資料№7-3

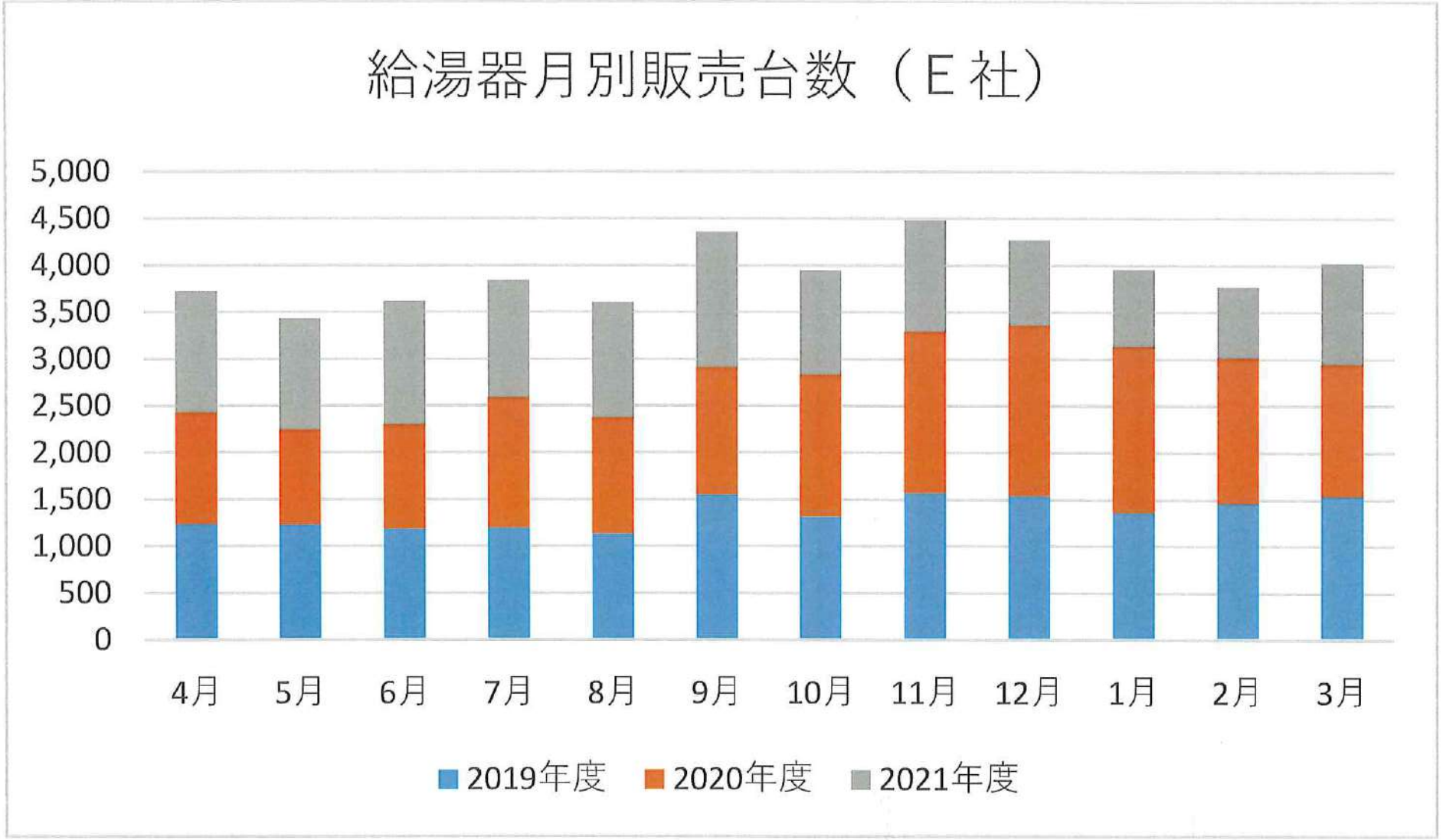


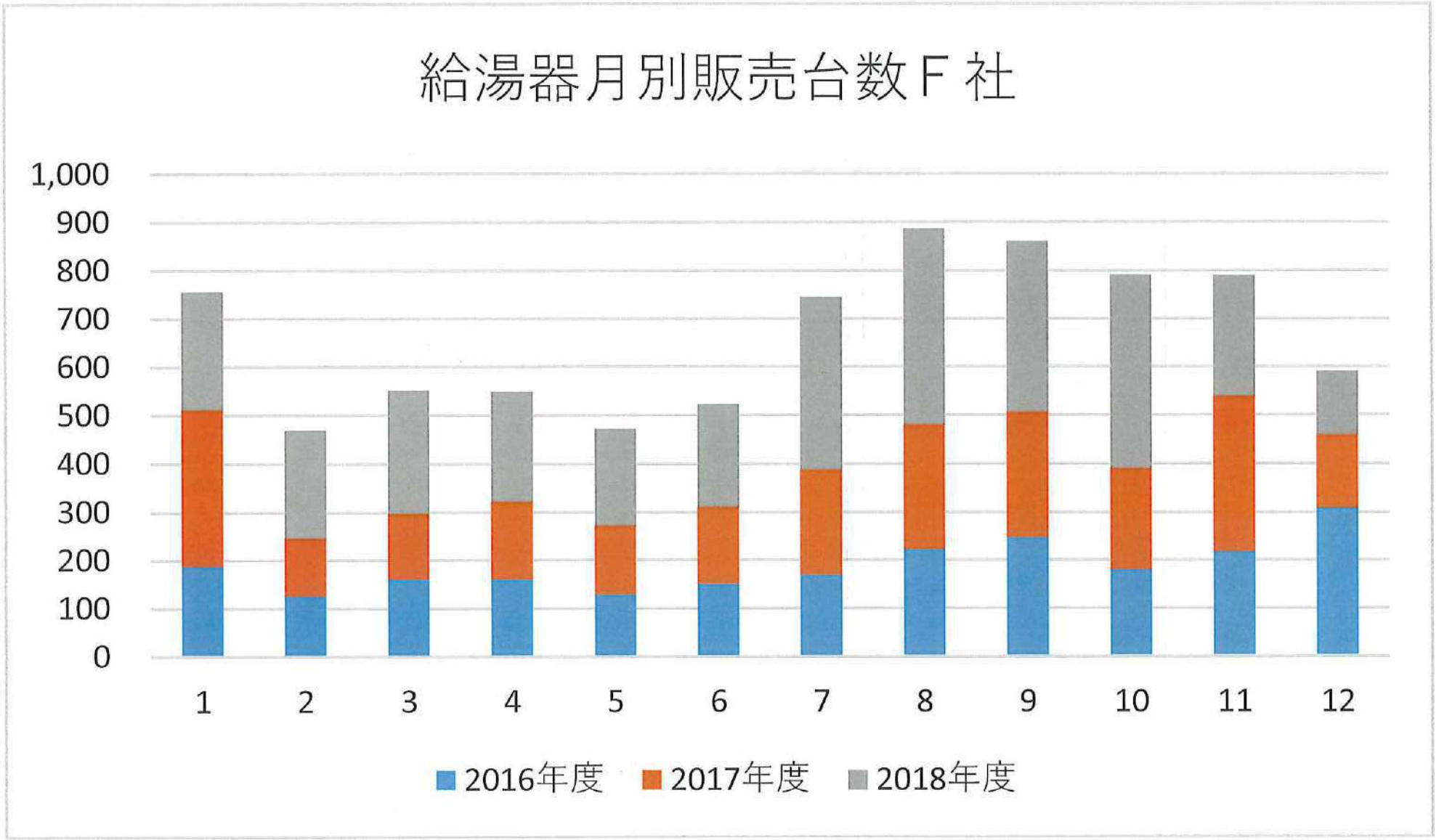

エコジョーズ月別販売台数（A社）
80
70
60
50
40
30
20
10
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
2020
2021
2022


給湯器月別販売台数（Ｂ社）
250
200
150
100
50
0
４月
５月
６月
７月
８月
９月
１０月
１１月
１２月
１月
２月
３月
2020年度
2021年度
2022年度


給湯器月別販売台数（C社）
2000
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
2019年度
2020年度
2021年度


給湯器月別販売台数（D社）
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
2020年
2021年
2022年


給湯器月別販売台数（E社）
5,000
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
2019年度
2020年度
2021年度


給湯器月別販売台数Ｆ社
1,000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
2016年度
2017年度
2018年度